

## 5601 特定輸出者制度の概要及びメリット

### 1. 特定輸出者制度の概要

特定輸出者制度は、セキュリティー管理とコンプライアンスの体制が整備された者としてあらかじめいずれかの税関長の承認を受けた輸出者（特定輸出者）が、保税地域等に貨物を搬入することなく輸出申告を行い、輸出の許可を受けるとことや輸出入申告官署の自由化を利用した輸出申告が可能となる制度です。

### 2. 特定輸出者制度のメリット

特定輸出者となれば、輸出貨物がどこにあっても（自社の工場や倉庫、港や空港への移動中でも）輸出の許可を受けることができるようになります。また、税関による審査・検査において輸出者のセキュリティー管理とコンプライアンスが反映されることから、輸出貨物の迅速かつ円滑な船積み(搭載)が可能となるほか、貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告（輸出入申告官署の自由化を利用した申告）が可能となり、リードタイム及び物流コストの削減等が図られます。

（関税法第67条の3等）

ＡＥＯ制度に関する詳細は、以下のアドレスをご覧ください。

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>

お問い合わせ先（ＡＥＯ制度担当部門）

函館税関	TEL0138-40-4254
東京税関	TEL03-3599-6343
横浜税関	TEL045-212-6125
名古屋税関	TEL052-654-4169
大阪税関	TEL06-6576-3391
神戸税関	TEL078-333-3071
門司税関	TEL050-3530-8312
長崎税関	TEL095-828-8801
沖縄地区税関	TEL098-862-9291